

## 京都市告示第212号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第5号の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成23年8月1日

京都市長 門川大作

### 1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路廃止の申請者
第5868号	平成 23.7.14	メートル 4.00	メートル 57.24	京都市下京区富小路通五条下る本塩竈町557番1(一部), 557番2(一部), 557番3(一部), 557番4(一部), 557番5(一部), 557番11(一部), 557番12(一部)及び557番13	安藤 一郎

### 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)